

兵庫県公報

平成23年9月29日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第37号）

- 1 県営住宅の駐車場について、その整備状況等を踏まえ、供用開始の期日を見直すこととした。
- 2 県営住宅の駐車場の整備等に伴い、その名称、位置等を定める等所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第37号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「平成23年9月30日」を「平成23年12月31日」に改める。

別表第5 明和高層住宅駐車場の項の次に次のように加える。

五位ノ池住宅駐車場	神戸市長田区五位ノ池町2丁目	18,000
-----------	----------------	--------

別表第5 三田大池鉄筋住宅駐車場の項中「三田大池鉄筋住宅駐車場」を「三田大池住宅駐車場」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第5に五位ノ池住宅駐車場の項を加える改正規定は、平成23年11月1日から施行する。